

第111回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催
場所

山口県宇部市大字沖宇部5253番地
当社本店(宇部工場)

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の報酬額設定の件

行使
期限

郵送およびインターネット等による議決権行使期限
2025年6月26日(木曜日)午後5時30分まで

目次

第111回 定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
事業報告	31
連結計算書類	50
計算書類	53
監査報告書	56

セントラル硝子株式会社

証券コード 4044

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第111回定時株主総会を2025年6月27日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、2030年のありたい姿を「VISION 2030」として掲げ、その実現に向け、グループ一丸となって取り組んでおります。

「VISION 2030」実現に向け、5月に公表しました「2025～2030年度 中期経営計画」の通り、成長への基盤強化を経て、本格的な成長軌道に乗せるべく、経営課題に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役 社長執行役員 前田 一彦



VISION 2030

ありたい姿

サステナブルな社会の実現に寄与する
「スペシャリティ・マテリアルズ・カンパニー」になる

数値目標

営業利益

200億円
(過去最高益)

ROE

10%以上

事業戦略

スペシャリティ製品の拡大

- ・ 新たな価値創造
- ・ ビジネスモデルの創造

エッセンシャル製品の強化

- ・ 収益力の強化
- ・ 高付加価値化

ポートフォリオの最適化

人的資本経営の推進

- ・ ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進
- ・ エンゲージメントの向上
- ・ 健康経営の推進

環境課題の対応

- ・ GHG削減への取組み
- ・ 循環型社会の実現への取組み
- ・ 環境負荷低減への取組み

デジタル活用の推進

- ・ オペレーションの効率化
- ・ 経営基盤の高度化
- ・ DXに向けたデジタル人材育成

ESG経営による事業基盤強化

株主各位

(証券コード 4044)
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日)2025年5月28日
山口県宇部市大字沖宇部5253番地

セントラル硝子株式会社
代表取締役 社長執行役員 前田 一彦

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第111回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.cgco.co.jp/ir/stockinfo/generalmeeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名(セントラル硝子)又は証券コード(4044)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、事前に書面又はインターネット等によって議決権を行使いただけますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月26日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

5頁記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

【郵送による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

開催日時

2025年6月27日(金曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所

山口県宇部市大字沖宇部5253番地
当社本店(宇部工場)

報告事項

1. 第111期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第111期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に
対する業績連動型株式報酬制度の報酬額設定の件

招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面の両方で議決権を行使された場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と書面による議決権行使が同日にされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・ 電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、株主様へご送付している書面には記載しておりません。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ・ 配当金のお支払について
当社は、定款の規定により、2025年5月23日開催の取締役会におきまして、第111期事業年度の期末配当金を、同年6月10日を支払開始日として、1株につき85円と決議いたしました。これにより当期の年間配当金は、中間配当金85円を含めまして、1株につき170円となります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第4号・第5号・第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

第2号・第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

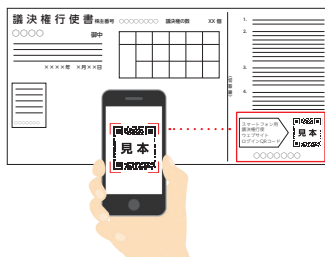
※議決権行使書はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



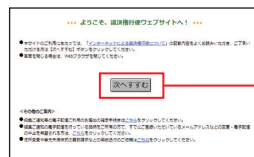
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

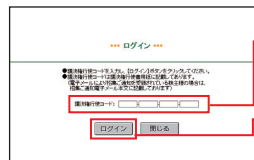
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

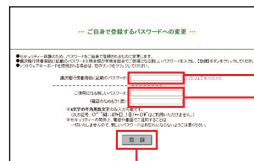
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

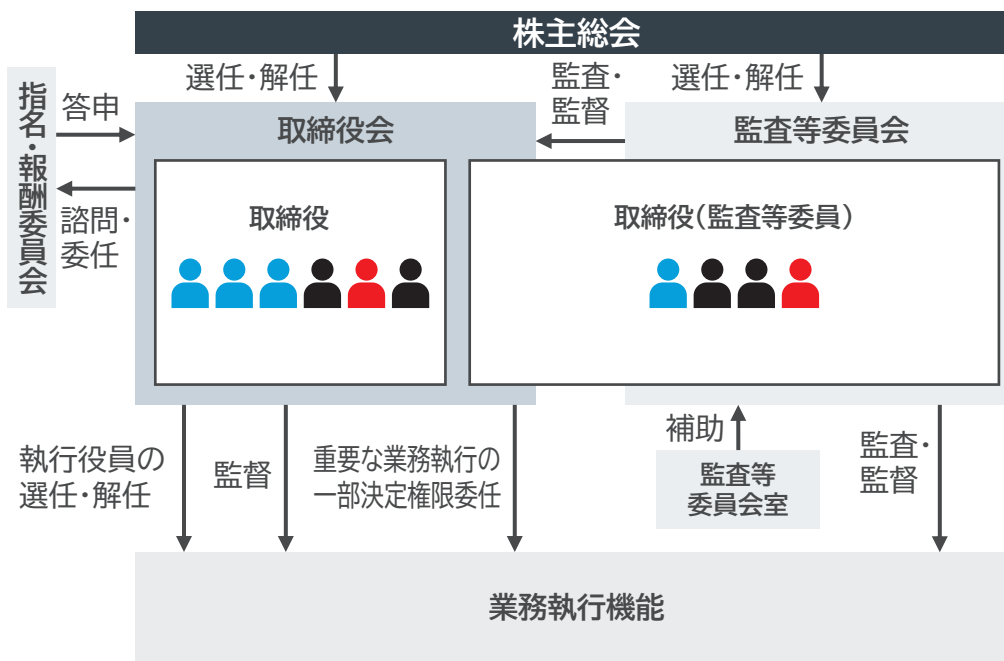
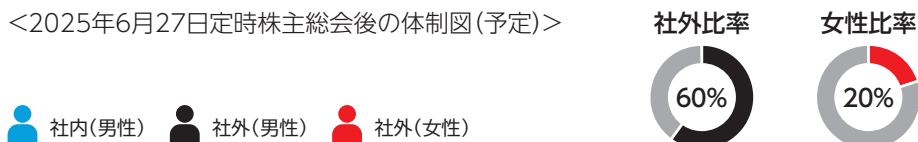
機関投資家のみなさまは、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

■ 第1号議案から第6号議案までに共通する参考事項

当社は、昨年、長期ビジョン「VISION 2030」を公表し、ありたい姿「サステナブルな社会の実現に寄与する『スペシャリティ・マテリアルズ・カンパニー』になる」の実現に向け、持続的な成長、企業価値の向上に資するコーポレート・ガバナンス体制等に関して、議論を重ねてまいりましたが、この度、新たな中期経営計画がスタートすることを踏まえ、その基盤となるコーポレート・ガバナンス体制をさらに強化すべく、「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

これにより、取締役会は、職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監視、監督機能を強化するとともに、業務執行の決定の一部を取締役（代表取締役 社長執行役員）に委任する体制とし、機動的かつ効率的な経営の意思決定を図ってまいります。

<2025年6月27日定時株主総会後の体制図(予定)>



第1号議案

定款一部変更の件

現行の定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

1. 提案の理由

- (1) 監査等委員会設置会社への移行のため、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除を行うものであります。
- (2) 機動的且つ効率的な経営の意思決定を図るために、業務執行の決定の取締役への委任に関する規定を新設するものであります。
- (3) 定款第2条の事業目的について、当社事業の現状を鑑み、変更するものであります。
- (4) 顧問制度の廃止に伴い、現行定款第28条および第29条に定める顧問制度の規定の削除を行うものであります。
- (5) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)次の各種製品、その他副製品<u>及び</u>関連製品の製造、加工<u>並びに</u>売買 ①板ガラス、加工ガラス、その他ガラス製品 ②ソーダ、塩素、弗素、肥料、ガス製品、溶剤、<u>水処理薬品、医薬品、農薬、その他化学製品</u> ③ガラス繊維製品 ④弗素樹脂、その他合成樹脂製品 ⑤土木建築材料 ⑥電子部品及びその材料 ⑦医療器具及びその材料 ⑧土壌改良資材、農業用機材 (2)土木建築工事の設計、監理<u>並びに</u>施工 (3)鉱物の採掘、加工<u>並びに</u>売買 (4)不動産の賃貸借、売買<u>並びに</u>管理 (新設) (5)前各号に関連する機械、装置<u>及び</u>システムの設計、製作、売買<u>並びに</u>賃貸借 (6)前各号に関連する工業所有権、その他技術情報の売買 (7)前各号に附帯関連する事業	第1章 総則 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)次の各種製品、その他副製品、<u>関連製品の</u>製造、加工<u>及び</u>売買 ①電子材料、半導体材料 ②エネルギー関連材料、電池材料 ③医薬品、医薬品中間体、医療機器材料、再生医療等製品、ヘルスケア関連製品 ④肥料、農薬、農薬中間体 ⑤環境改善関連製品、カーボンニュートラル関連製品 ⑥フッ化水素派生製品、フッ素系有機無機化合物、<u>その他化学工業製品</u> ⑦板ガラス、加工ガラス、その他ガラス製品 ⑧ガラス繊維製品 (2)土木建築工事の設計、監理<u>及び</u>施工 (3)鉱物の採掘、加工<u>及び</u>売買 (4)不動産の賃貸借、売買<u>及び</u>管理 (5)分析、測定、調査、解析等 (6)前各号に関連する機械、装置、設備、<u>システムの</u>設計、製作、売買<u>及び</u>賃貸借 (7)前各号に関連する工業所有権、その他技術情報の売買 (8)前各号に附帯関連する事業

現行定款	変更案
第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> 第5条 (条文省略) 第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (新設) (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u> 第5条 (現行どおり) 第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>7</u>名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)

現行定款	変更案
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として次条に基づき選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	(監査等委員である取締役の補欠者) 第21条 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて予め監査等委員である取締役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。 2 補欠者の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 （条文省略） (新設)	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 （現行どおり） 2 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員である取締役は、取締役会を招集することができる。

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議の省略) 第24条 (条文省略)	(取締役会の決議の省略) 第25条 (現行どおり)
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会規則) 第25条 (条文省略)	(取締役会規則) 第27条 (現行どおり)
(報酬等) 第26条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第28条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<u>(顧問)</u> 第28条 当社は、取締役会の決議により、顧問を置くことができる。	(削除)
<u>(顧問の任務)</u> 第29条 顧問は、取締役の諮問に応じ意見を述べるものとする。	(削除)
第5章 <u>監査役及び監査役会</u> <u>(員数)</u> 第30条 当社の監査役は、5名以内とする。	第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)
<u>(選任方法)</u> 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(任期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第33条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第30条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって、<u>常勤の監査等委員</u>を選定することができる。

現行定款	変更案
(監査役会の招集通知) 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会規則) 第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> <u>(報酬等)</u> 第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(監査等委員会の招集通知) 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会規則) 第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> (削除) (削除)

現行定款	変更案
第6章 計算 第38条～第41条 (条文省略)	第6章 計算 第33条～第36条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
(新設)	<u>第1条 2025年6月開催の第111回定時株主総会の 終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の 行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責 任の取締役会決議による免除については、なお従 前の例による。</u>
	<u>2 2025年6月開催の第111回定時株主総会の終結 前の社外監査役(社外監査役であった者を含 む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損 害賠償責任を限定する契約については、なお従前 の例による。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況
1 再任	まえだ かずひこ 前田 一彦 男性	代表取締役 社長執行役員 〔事業戦略部、安全保障貿易管理委員会 担当〕
2 再任	かない てつお 金井 哲男 男性	取締役 常務執行役員 〔経営管理室、コーポレート・コミュニケーション部、法務部、 経理部、情報システム部、独占禁止法遵守委員会、 財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会、 サステナビリティ委員会 担当〕
3 再任	いしい あきひろ 石井 章央 男性	取締役 専務執行役員 〔人事部、キャリア・クリエーション・センター、監査部、 化成品事業統括、知的財産部 担当〕
4 再任 社外 独立	かわた まさや 河田 正也 男性	社外取締役 〔重要な兼職の状況〕 明治ホールディングス(株)社外取締役
5 再任 社外 独立	いしはら しおり 石原 詩織 女性	社外取締役 〔重要な兼職の状況〕 弁護士 あさひ法律事務所パートナー
6 新任 社外 独立	てるい けいこう 照井 恵光 男性	〔重要な兼職の状況〕 一般財団法人化学研究評価機構専務理事 兼 食品接触材料安全センター長

再任：再任取締役候補者 新任：新任取締役候補者 社外：社外取締役候補者 独立：証券取引所届出独立役員

※本議案が承認された場合の体制

候補者番号

1

再任

まえだ かずひこ
前田 一彦
(1959年11月25日生)



取締役在任期間 10年 (本総会終結時)
所有する当社株式の数 6,300株
取締役会への出席状況 16/16回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2006年 6月 当社化成事業企画室長
2009年10月 当社化成事業企画部長
2012年10月 当社エネルギー材料営業部長
2014年 6月 当社執行役員 エネルギー材料営業部長
2015年 6月 当社取締役 常務執行役員
2021年 6月 当社代表取締役 専務執行役員
2022年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員
2023年 6月 当社代表取締役 社長執行役員(現任)
[事業戦略部、安全保障貿易管理委員会 担当]

取締役候補者とした理由

2023年より代表取締役社長執行役員を務めており、当社グループの事業全般において幅広い見識を有するとともに、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定および業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

再任

かない てつお
金井 哲男
(1964年10月16日生)



取締役在任期間 1年 (本総会終結時)
所有する当社株式の数 1,800株
取締役会への出席状況 13/13回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
2014年11月 当社自動車機材部長
セントラル・サンゴバン・インベストメント(株)代表取締役
2018年 4月 カーレックスガラスアメリカ, LLC CEO
カーレックスガラスルクセンブルク S.A.取締役会長
2019年 9月 カーレックスガラスアメリカ, LLC CEO
カーレックスガラスルクセンブルク S.A.取締役
2021年 4月 当社経営管理室長
2022年 6月 当社執行役員 経営管理室長
2023年 6月 当社常務執行役員
2024年 6月 当社取締役 常務執行役員(現任)

[経営管理室、コーポレート・コミュニケーション部、法務部、経理部、情報システム部、独占禁止法遵守委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会、サステナビリティ委員会 担当]

取締役候補者とした理由

管理部門を主とした豊富な経験に加え、経営管理全般に幅広い見識を有するとともに、2024年より取締役常務執行役員を務めております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定および業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

再任

いしい あきひろ
石井 章央
(1962年3月23日生)

取締役在任期間 2年 (本総会終結時)
所有する当社株式の数 4,300株
取締役会への出席状況 16/16回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社
2016年 9月 当社化学研究所長
2019年 6月 当社執行役員 化学研究所長
2021年 6月 当社常務執行役員 化学研究所長
2022年 7月 当社常務執行役員
2023年 6月 当社取締役 常務執行役員
2024年 6月 当社取締役 専務執行役員(現任)

[人事部、キャリア・クリエーション・センター、監査部、
化成品事業統括、知的財産部 担当]

取締役候補者とした理由

研究部門を主とした豊富な経験に加え、関連部門を含めた幅広い見識を有するとともに、2024年より取締役専務執行役員を務めております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定および業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

再任

社外

独立

かわた まさや
河田 正也
(1952年4月20日生)

社外取締役在任期間 4年 (本総会終結時)
所有する当社株式の数 0株
取締役会への出席状況 15/16回 (94%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月 日清紡績(株)(現日清紡ホールディングス(株))入社
2006年 6月 同社執行役員 人事本部長
2007年 4月 同社経理本部副本部長(兼務)
2007年 6月 同社取締役執行役員
2008年 4月 同社事業支援センター副センター長
2009年 4月 日清紡ブレーキ(株)代表取締役社長
2010年 6月 日清紡ホールディングス(株)取締役常務執行役員
2011年 6月 同社経営戦略センター副センター長、新規事業開発本部長(兼務)
日清紡ケミカル(株)代表取締役社長
2012年 6月 日清紡ホールディングス(株)取締役専務執行役員
日清紡メカトロニクス(株)代表取締役社長
2013年 6月 日清紡ホールディングス(株)代表取締役社長
2019年 3月 同社代表取締役会長
2021年 6月 当社社外取締役(現任)
2022年 3月 日清紡ホールディングス(株)取締役会長

(重要な兼職の状況)

明治ホールディングス(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

河田氏は長年にわたる上場企業の経営に携わった豊富な経験、見識を有しており、経営者の視点で、取締役の業務執行に対して、経営全般に関する専門的な観点から十分な助言と監督を期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

5

再任

社外

独立

いしはら しおり
石原 詩織
(1986年9月13日生)



取締役在任期間 1年(本総会終結時)
所有する当社株式の数 0株
取締役会への出席状況 13/13回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2010年 4月 日本銀行入行
2014年12月 弁護士登録(第二東京弁護士会)
あさひ法律事務所入所
2017年 4月 フリーマン国際法律事務所入所
2019年 9月 米国 Smith, Gambrell & Russell, LLP入所
2020年 9月 弁護士再登録(第二東京弁護士会)
あさひ法律事務所再入所(現任)
2021年10月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2023年 1月 あさひ法律事務所パートナー(現任)
2024年 6月 当社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

弁護士 あさひ法律事務所パートナー

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

石原氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる弁護士として企業法務に関する経験、見識を有しており、取締役の業務執行に対して、当該知見を活かして専門的な観点から十分な助言と監督を期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者といいたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

6

新任

社外

独立

てる い けい こう
照井 恵光
(1953年7月27日生)



所有する当社株式の数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 通商産業省(現経済産業省)入省
2008年 7月 同省大臣官房技術総括審議官
2011年 1月 同省関東経済産業局長
2012年 4月 同省地域経済産業審議官
2013年 8月 NPO法人テレメータリング推進協議会理事長(現任)
2014年 6月 一般財団法人日本科学技術連盟理事(現任)
宇部興産(株)(現UBE(株))社外取締役
2016年 3月 (株)ブリヂストン社外取締役
2016年 6月 オルガノ(株)社外取締役
2020年 6月 一般財団法人化学研究評価機構専務理事(現任)
兼 食品接触材料安全センター長(現任)

(重要な兼職の状況)

一般財団法人化学研究評価機構専務理事
兼 食品接触材料安全センター長

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

照井氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、経済産業省において長年にわたる産業政策等の豊富な行政経験を有しており、上場企業において社外取締役を務めた実績も持つことから、当社のビジネス環境や経営全般に対して、独立的な立場から十分な助言と監督を期待できると判断したため、社外取締役候補者といいたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は河田正也、石原詩織の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、照井恵光氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 河田正也、石原詩織および照井恵光の三氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役の独立性および選任理由
当社の社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する役員であり、取締役会の判断の公正性を担保、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担う役員であります。
河田正也、石原詩織および照井恵光の三氏は、上記の条件を満たす方であることから、社外取締役候補者といたしました。

社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、具体的には以下の基準に抵触しない人物としております。

- ①当社を主要な取引先とする人物またはその業務執行者
 - ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
 - ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家または法律専門家
 - ④当社の主要株主または主要株主の業務執行者
 - ⑤当社またはその子会社の業務執行者
4. 社外取締役に就任してからの年数
本株主総会終結の時をもって、河田正也氏は4年、石原詩織氏は1年となります。
5. 責任限定契約の内容の概要
①河田正也および石原詩織の両氏は、当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- ②照井恵光氏は、当社の社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況
1 新任	むらた まさのり 村田 正徳 男性	常勤監査役
2 新任 社外 独立	にしむら としひで 西村 俊英 男性	社外監査役
3 新任 社外 独立	みかやま としふみ 三箇山 俊文 男性	社外監査役 [重要な兼職の状況] ・加藤記念バイオサイエンス振興財団理事長 ・WinHealth International Company Limited, Board member ・(株)クラレ社外取締役
4 新任 社外 独立	ごとう まさこ 後藤 昌子 女性	社外監査役 [重要な兼職の状況] 後藤昌子公認会計士事務所代表

新任：新任取締役候補者 **社外**：社外取締役候補者 **独立**：証券取引所届出独立役員

※本議案が承認された場合の体制

候補者番号

1

新任

むらた まさのり
村田 正徳
(1964年5月22日生)



所有する当社株式の数 **1,200株**
取締役会への出席状況 **16/16回** (100%)
監査役会への出席状況 **17/17回** (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
2018年 6月 当社監査部長
2022年 6月 当社常勤監査役(現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

内部監査部門や経理部門における豊富な経験を有するとともに、2022年より常勤監査役を務めております。これらの経験と見識を活かし、適正かつ客観的な視点で取締役の職務執行を適正に監査できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

新任

社外

独立

にしむら としひで
西村 俊英
(1955年1月13日生)



所有する当社株式の数 **0株**
取締役会への出席状況 **16/16回** (100%)
監査役会への出席状況 **17/17回** (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 小野田セメント(株) (現太平洋セメント(株)) 入社
2006年 4月 太平洋セメント(株)建材カンパニー管理部長
2009年 5月 同社経理部長
2012年 4月 同社執行役員 関連事業部長
2015年 4月 同社常務執行役員
2015年 6月 同社取締役 常務執行役員
2016年 6月 日本コンクリート工業(株)社外監査役
2017年 4月 太平洋セメント(株)取締役
2017年 6月 同社常勤監査役
2021年 6月 当社社外監査役(現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

西村氏は上場企業において監査役を務め、また長年にわたる経営に携わった豊富な経験と見識を有するとともに、2021年より社外監査役を務めております。これらの経験と見識を活かし、また客観的かつ独立的な立場で取締役の職務執行を適切に監査できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

3

新任

社外

独立

み か や ま と し ふ み

三箇山 俊文

(1957年7月18日生)



所有する当社株式の数 0株

取締役会への出席状況 15/16回 (94%)

監査役会への出席状況 16/17回 (94%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 麒麟麦酒(株) (現麒麟ホールディングス(株)) 入社
2002年 9月 同社医薬カンパニー医薬探索研究所長
2004年 3月 同社医薬カンパニー企画部長
2007年 7月 キリンファーマ(株)取締役執行役員研究本部長
2008年10月 協和発酵キリン(株)(現協和キリン(株))執行役員研究本部長
2010年 4月 同社執行役員 経営企画部長
2012年 3月 同社常務執行役員 海外事業部長
2014年 3月 同社取締役 常務執行役員 海外事業部長
2018年 3月 同社取締役 専務執行役員 海外事業統括
2021年 3月 協和キリン(株)取締役副社長 海外事業統括
2023年 6月 加藤記念バイオサイエンス振興財団理事長 (現任)
当社社外監査役 (現任)
2024年 7月 WinHealth International Company Limited, Board member (現任)
2025年 3月 (株)クラレ社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

- ・ (株)クラレ社外取締役
- ・ 加藤記念バイオサイエンス振興財団理事長
- ・ WinHealth International Company Limited, Board member

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

三箇山氏は長年にわたる上場企業の経営、研究開発および海外事業に携わった豊富な経験と見識を有するとともに、2023年より社外監査役を務めております。これらの経験と見識を活かし、また客観的かつ独立的な立場で取締役の職務執行を適切に監査できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

4

新任

社外

独立

ごとう まさこ
後藤 昌子

(1978年2月21日生)

(戸籍上の氏名：高橋 昌子)



所有する当社株式の数 0株

取締役会への出席状況 16/16回 (100%)

監査役会への出席状況 17/17回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年10月	監査法人太田昭和センチュリー(現EY新日本有限責任監査法人)入所
2004年 4月	公認会計士登録
2007年10月	新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)マネージャー
2017年 8月	日本公認会計士協会広報委員会副委員長
2017年10月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)シニアマネージャー
2023年 6月	後藤昌子公認会計士事務所代表 (現任) 当社社外監査役 (現任)

(重要な兼職の状況)

後藤昌子公認会計士事務所代表

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

後藤氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、監査法人において、長年にわたる公認会計士として法人監査に携わった豊富な経験と見識を有するとともに、2023年より社外監査役を務めております。これらの経験と見識を活かし、また客観的かつ独立的な立場で取締役の職務執行を適切に監査できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、西村俊英、三箇山俊文および後藤昌子の三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、三氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 西村俊英、三箇山俊文および後藤昌子の三氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である社外取締役の独立性および選任理由
当社の監査等委員である社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する役員であり、取締役会の判断の公正性を担保、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担う役員であります。
西村俊英、三箇山俊文および後藤昌子の三氏は、上記の条件を満たす方であることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

監査等委員である社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、具体的には以下の基準に抵触しない人物としております。

- ①当社を主要な取引先とする人物またはその業務執行者
 - ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
 - ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家または法律専門家
 - ④当社の主要株主または主要株主の業務執行者
 - ⑤当社またはその子会社の業務執行者
4. 責任限定契約の内容の概要
村田正徳、西村俊英、三箇山俊文および後藤昌子の四氏は、現在当社の監査役であり、当社は四氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。四氏の選任が承認された場合、当社は四氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

【ご参考】

スキル・マトリックス

当社は、長期ビジョン「VISION 2030」に掲げたありたい姿「サステナブルな社会の実現に寄与する『スペシャリティ・マテリアルズ・カンパニー』になる」の実現に向けて、重要な経営事項の機動的かつ効率的な意思決定と業務執行の監視、監督を適切に実施するという観点から、取締役期待するスキルを以下のとおり選定しております。

なお、取締役に期待するスキルについては、経営戦略等を踏まえて、適宜見直しを行うものとします。

役位	氏名	性別	取締役に期待するスキル							
			企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	国際性	サステナビリティ	営業・マーケティング	技術・研究開発	DX
取締役 (監査等委員である者を除く。)	社内	前田 一彦	●			●	●	●	●	●
		金井 哲男	●	●	●	●	●			
		石井 章央						●	●	●
	社外	河田 正也	●	●		●				
		石原 詩織			●	●				
		照井 恵光			●		●		●	
監査等委員である 取締役	社内	村田 正徳		●	●					
	社外	西村 俊英	●	●						
		三箇山 俊文	●			●			●	
		後藤 昌子		●	●		●			

※ 各取締役のスキルは、各人の保有する全ての知識や経験を表すものではありません。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第92回定株主総会において、月額36百万円以内（ただし使用人給与分は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行することから、今後の取締役報酬制度の改定にも柔軟に対応することができ、かつ機動的な運用を可能とするため、報酬額の定めを月額から年額に改定させていただき、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額430百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。ただし使用人給与分は含まない。）とさせていただきますと存じます。

当社の取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針は事業報告の「会社の現況」の「会社役員の状況(4)」に記載のとおりですが、取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。その内容は、【ご参考】に記載のとおり、2025年4月24日開催の取締役会において決議しております。本議案の内容は、かかる変更後の方針に従った報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会において決議したものであり、相当であるものと判断しております。

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額120百万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申を経ていることから、相当であるものと判断しております。

第1号議案および第3号議案が原案どおり可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
に対する業績連動型株式報酬制度の報酬額設定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」、「業績連動報酬」および「業績連動株式報酬」で構成されており、このうち「業績連動株式報酬」につきましては、2023年6月29日開催の第109回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬として、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を、株主の皆様のご承認をいただき導入し、現在まで運用しております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の本制度に係る報酬枠を廃止し、移行後の取締役（監査等委員会である取締役および社外取締役を除く。）の報酬枠として、本制度に係る報酬枠を改めて設定することとしたいと存じます。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本議案は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております取締役の報酬の限度額とは別枠で、2026年3月末で終了する事業年度から2028年3末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」という。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下同じ。）に対して、変更後の本制度による株式報酬を支給するというものです。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の内容は、2023年6月29日開催の第109回定時株主総会においてご承認いただいた内容と同一であります。

当社は、本議案の承認可決を条件として、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。その内容は、【ご参考】に記載のとおり、2025年4月24日開催の取締役会において決議しております。本議案の内容は、かかる変更後の方針に従った報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

（注）本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を継続する予定としております。また、本議案は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会において決議したものです。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2023年の本制度導入時に設定済み。以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

① 本制度の対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
② 対象期間	2026年3月末日で終了する事業年度から 2028年3月末日で終了する事業年度
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金120百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり23,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金120百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定いたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法により、取得いたします。

（注）上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託いたします。また、上記のとおり当社の執行役員に対しても本制度と同様の株式報酬制度を継続した場合には、同制度に基づき当該執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託いたします。

なお、指名・報酬委員会の答申を踏まえた当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下同様。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金40百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続いたします（以降も同様。）。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じて定める数に、業績連動指標の実績値に応じて変動する業績連動係数を乗じた数のポイントを付与いたします。なお、かかる業績連動指標および業績連動係数のレンジは指名・報酬委員会の答申を踏まえた当社の取締役会において決定するものとしますが、当初の対象期間における業績連動指標は、連結営業利益、連結ROE、GHG排出量および相対TSRとし、業績連動係数は0%から200%の範囲内とする予定としております。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり23,000ポイントを上限といたします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部又は一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株といたします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものといたします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

【ご参考】「取締役の個人別の報酬等の決定方針」について

2025年4月24日開催の取締役会で第111回定時株主総会にお諮りしている第1号議案の承認可決を条件として、取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容を変更することを決議しております。変更後の取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は以下に記載の通りです。

「取締役の個人別の報酬等の決定方針」

基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬は、経営計画及び事業戦略を着実に遂行し、持続的な発展と中長期的な企業価値の増大に向けた経営を動機づける設計とし、報酬等の決定方針については、役位ごとの責任や経営への影響度を考慮し、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会が決定している。具体的には、取締役（社外取締役は除く。）の報酬は、固定報酬（金銭）、業績連動報酬（金銭）及び業績連動株式報酬によって構成し、社外取締役の報酬は、業務執行の監督の職務の適正性を確保する観点から固定報酬のみで構成されている。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみで構成され、個別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定される。

（a）固定報酬の決定方針

固定報酬は、指名・報酬委員会において、外部専門機関による調査データ等に基づき、役位及び社長執行役員により提案された評価を基に、審議し、決定される。

（b）業績連動報酬の決定方針

業績連動報酬は、基本ベース額に業績連動係数を乗じて決定されます。ここで用いられる基本ベース額は、役位及び社長執行役員により提案された評価を基に、指名・報酬委員会が審議し、確定される。また業績連動係数は、連結営業利益の目標値に対する当該事業年度（前年度）の達成度により算定される。

（c）業績連動株式報酬の決定方針

業績連動株式報酬は、株式交付規程に基づき、目標指標に対する達成度に応じて事業年度ごとにポイント（1ポイントが1株に相当）として付与され、原則として退任時に、蓄積されたポイントに応じ、株式及び金銭が交付される。尚、付与されるポイントは、役位ごとの基礎ポイントに対し、指標となる連結営業利益、連結ROE、GHG排出量の目標値に対する当該事業年度の達成度、及び相対TSR（「当社TSR」と「配当込みTOPIX成長率」との比較結果）により、決定される。

（d）報酬の種別ごとの割合の決定方針

取締役の種類別の報酬割合については、外部専門機関による調査データに基づき、指名・報酬委員会において検討を行う。なお、報酬の種類ごとの比率目安は、固定報酬：業績連動報酬：業績連動株式報酬＝65：28：7とする（基準となる業績を100%達成の場合）。

（e）報酬等を与える時期または条件の決定方針

固定報酬及び業績連動報酬のいずれも、定期同額の金銭報酬にて支給する。また、業績連動株式報酬は、原則として退任時に保有するポイントに応じて、株式と金銭にて支給する。

以 上

1. 企業集団の現況

1 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇による消費マインドの弱含みはあるものの、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直し、堅調な企業収益を背景にした設備投資の持ち直し等により、緩やかな回復基調で推移しました。

一方、世界経済は、消費の伸びが減速しているものの、米国では、依然景気の拡大が継続、欧州では、一部で持ち直しが見られるものの、景気は足踏みの状態が継続、また、各種政策の効果がみられるものの、中国でも、景気は足踏みの状態が継続しております。加えて、ウクライナおよび中東の紛争は完全な停戦時期が見通せておらず、今後は米国の関税政策の影響等、先行きは非常に不透明な状況が続いております。

このような経済環境の下、当社グループは積極的な販売活動を展開いたしましたが、当期の売上高は144,233百万円と、前期比10.0%の減少となりました。

損益面につきましては、経営全般にわたる業務の効率化・合理化施策を推進してまいりました結果、経常利益は前期比4,104百万円減少の12,164百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比6,799百万円減少の5,678百万円となりました。

以下、事業別に概況をご報告いたします。

化成事業

素材化学品につきましては、発泡剤原料および農薬関連製品の販売が堅調に推移したことから、売上高は前期を上回りました。

医療化学品につきましては、海外向けの麻酔原薬の販売が低調に推移したため、売上高は前期を下回りました。

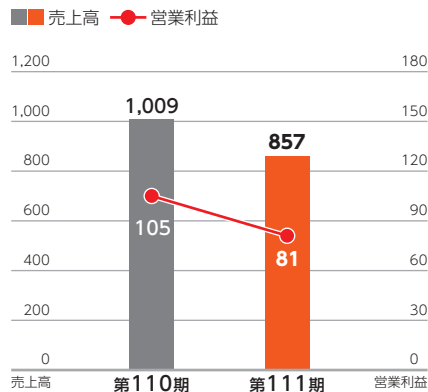
電子材料につきましては、ＡＩ半導体等の需要増加により、半導体向け特殊ガスの販売が増加したため、売上高は前期を上回りました。

エネルギー材料につきましては、欧州を中心としたＥＶの需要低迷により、リチウムイオン電池用電解液の販売が減少したため、売上高は前期を大幅に下回りました。

肥料につきましては、主力の被覆肥料の販売が堅調に推移したため、売上高は前期を上回りました。

以上、化成事業の売上高は85,765百万円（前期比15.0%減）となり、損益につきましては8,166百万円の営業利益（前期比2,422百万円の減少）となりました。

化成事業 売上高及び営業利益（単位：億円）



ガラス事業

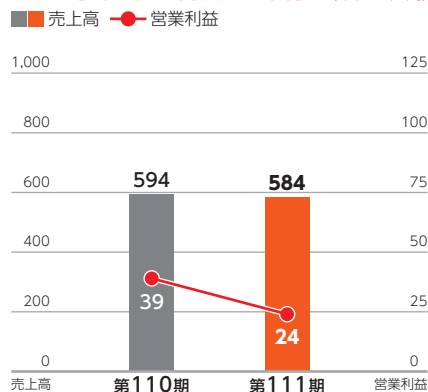
建築用ガラスにつきましては、建築需要が低調に推移したため、売上高は前期を下回りました。

自動車用ガラスにつきましては、顧客の一部稼働停止により販売は減少したものの、原燃材料他のコスト上昇を継続して製品価格に転嫁したことから、売上高は前期並みとなりました。

ガラス繊維につきましては、自動車向け製品の販売の回復により、売上高は前期を上回りました。

以上、ガラス事業の売上高は58,467百万円（前期比1.6%減）となり、損益につきましては2,462百万円の営業利益（前期比1,475百万円の減少）となりました。

ガラス事業 売上高及び営業利益（単位：億円）



2 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、機能材料研究棟などを中心に設備投資を行い、合計で7,881百万円の設備投資を実施いたしました。

■ 当連結会計年度完成の主要な設備

機能材料研究棟	新設	(機能化学研究所)
電子材料製品製造設備	新設	(宇部工場)

3 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、借入金、社債および自己資金により賄っております。
なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は、前期比10,762百万円減の42,548百万円となりました。

4 重要な企業再編等の状況

該当ありません。

5 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、AI半導体の需要は引続き堅調に推移するものと考えておりますが、米国の関税政策が各国の景気、当社製品の販売に与える影響は不確かで、今後も不透明な状況が続くものと思われます。

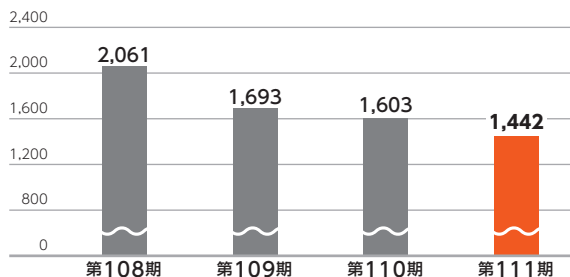
当社グループといたしましては、昨年公表した、長期ビジョン「VISION 2030」、ありたい姿「サステナブルな社会の実現に寄与する『スペシャリティ・マテリアルズ・カンパニー』になる」の実現に向けて、ESG経営により事業基盤を強化し、ポートフォリオの最適化を進めることにより、グループの企業力強化に努めてまいります。

なお、東京証券取引所による「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請につきまして、当社グループのPBRは長期にわたり0.6から0.7倍で推移しており、その原因は、特に10倍以下で推移しているPERの低さが大きいと現状認識しております。2025年5月14日付「2025年3月期 通期決算 決算説明資料」にもご説明した通り、PBRの改善につながる施策を着実に実行してまいります。

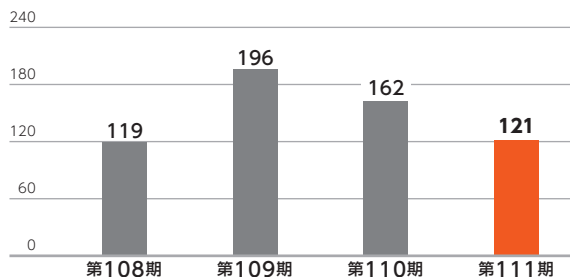
6 財産および損益の状況

区分	第108期 (2022年3月期)	第109期 (2023年3月期)	第110期 (2024年3月期)	第111期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(億円)	2,061	1,693	1,603	1,442
経常利益(億円)	119	196	162	121
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(億円)	△398	424	124	56
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△984.58	1,222.21	503.55	229.14
純資産(億円)	1,300	1,078	1,200	1,210
1株当たり純資産額(円)	3,115.69	4,176.04	4,637.42	4,709.77
総資産(億円)	2,906	2,210	2,144	2,048

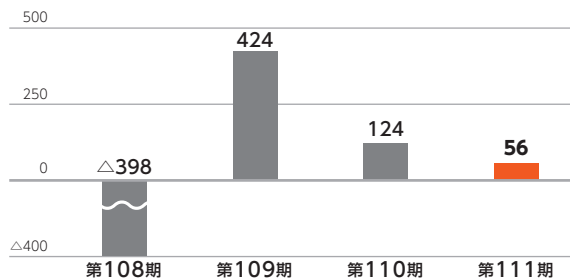
売上高 (単位：億円)



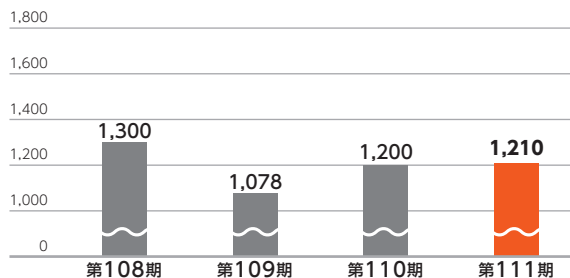
経常利益 (単位：億円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：億円)



純資産 (単位：億円)



7 重要な子会社の状況(2025年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
セントラル硝子プロダクツ(株)	100 百万円	100.0 %	建築用・自動車用ガラス製品の製造・加工・販売
セントラル化成(株)	310	100.0	被覆肥料、塩安、化成肥料およびその関連製品の製造、加工、販売
(株)東商セントラル	30	100.0	各種物資の販売、保険代理業、貨物運送業、包装荷役
セントラル硝子販売(株)	200	100.0	建築、住宅用ガラスの加工、卸、販売、施工
セントラルグラスファイバー(株)	375	100.0	ガラス長繊維、ガラス短繊維およびその関連製品の製造、加工、販売
セントラル・サンゴバン(株)	301	65.0	自動車用加工ガラスおよびその他ガラス製品の購入、販売、輸出入
セントラルガラスチェコs.r.o.	20,000 千チェコ コルナ	100.0	リチウムイオン電池用電解液の製造、販売
浙江中硝康鵬化学有限公司	115,092 千元	60.0	リチウムイオン電池用電解液およびフッ素ケミカルの製造、販売
ジェイセル(株)	11,500 百万 ウォン	65.0	リチウムイオン電池用電解液の製造、販売および技術サービスの提供
基佳電子材料股份有限公司	50,000 千新台湾 ドル	71.5	情報・電子産業用特殊ガス製品および化学品の販売

(注) 1. 議決権比率欄は、当社保有割合および子会社が保有する間接保有割合の合計を記載しております。

2. 重要な子会社は、主に総資産の基準により選定しております。

8 主要な事業内容

化成品事業

素材化学品

ハイドロフルオロオレフィン、農薬原体・
中間体、有機フッ素化学品、フッ化水素酸

環境性能に優れた次世代発泡剤、溶剤のハイドロフルオロオレフィン製品をはじめ、農薬原体・中間体、モノマー等、各種産業の基礎材料となる有機・無機化学製品を提供しております。

医療化学品

医薬品原薬・中間体、医療・医薬品向け化学品

世界中の手術室で使用されている吸入麻酔薬原薬をはじめとする医薬品原薬・中間体、医療・医薬品向け化学品を提供しております。

電子材料

半導体プロセス用高純度ガス、PK剤、レジスト材料

当社が世界に先駆けて開発した半導体製造装置用クリーニングガス、環境負荷の少ない次世代エッチングガス、半導体回路パターン倒壊防止剤（パターンキーパー）等を提供しております。

エネルギー材料

リチウムイオン電池用電解液、添加剤

電池の出力特性向上や長寿命化に高い効果を持つ当社独自添加剤を使用した機能性電解液を提供しており、電気自動車などの大型リチウムイオン電池に使用されております。

肥料

被覆肥料、塩加燐安、NK化成、塩安、有機化成

省力・労力軽減・低コストに貢献する被覆肥料を中心に、主に水稻用肥料を提供しております。

ガラス事業

建築用ガラス

フロート板ガラス、型板ガラス、網入板ガラス、
熱線反射ガラス、加工ガラス(エコガラス、
複層ガラス、防災安全合わせガラス、防犯ガラス、
合わせガラス、強化ガラス、防火用強化ガラス)、
鏡、防曇鏡、装飾ガラス

日本国内の建築、住宅産業向けを主として、スタンダードな製品から高機能、特殊用途まで、多様なガラス製品を提供しています。特に安全で安心な住環境と、環境負荷の軽減・省エネルギー化を主眼とした製品の拡充を進めております。

自動車用ガラス

赤外線カットガラス、紫外線カットガラス、
アンテナ付きガラス、プライバシーガラス、
モジュールガラス、遮音ガラス、熱線付きガラス、
ヘッドアップディスプレイ用ガラス、
各種安全ガラス

国内の主要な自動車メーカーに安全性、快適性、デザイン性が高く最新の技術動向に対応した高品質で多様な製品を提供しております。

ガラス繊維

ロービング、チョップドストランド、
チョップドストランドマット、ミルドファイバー、
ゴム補強用ガラスコード、車両用グラスウール

長繊維(グラスファイバー)と短繊維(グラスウール)の両分野の製品を提供しています。自動車関連用途、電子材料用途等を中心として、特殊な素材・製品の展開に注力しております。

9 主要な事業所(2025年3月31日現在)**(1)当 社**

名 称	所在地	名 称	所在地
本社	東京都	基盤化学研究所	埼玉県
宇部工場	山口県	機能化学研究所	山口県
川崎工場	神奈川県	New-STEP研究所	埼玉県

(2)子会社

名 称	所在地	名 称	所在地
セントラル硝子プロダクツ(株)	三重県	セントラル・サンゴバン(株)	東京都
セントラル化成(株)	東京都	セントラルガラスチェコs.r.o.	チェコ
(株)東商セントラル	東京都	浙江中硝康鵬化学有限公司	中国
セントラル硝子販売(株)	東京都	ジェイセル(株)	韓国
セントラルグラスファイバー(株)	三重県	基佳電子材料股份有限公司	台湾

10 従業員の状況(2025年3月31日現在)

事業部門	従業員数
化成品事業	2,020名
ガラス事業	1,334名
合計	3,354名

11 主要な借入先の状況(2025年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)	借入先	借入残高(億円)
シンジケートローン	60	(株)山口銀行	13
(株)みずほ銀行	45	農林中央金庫	13
(株)三井住友銀行	42	三井住友信託銀行(株)	12

(注) シンジケートローンは、(株)みずほ銀行をエージェントとする協調融資によるものであります。

12 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社の現況

1 株式の状況(2025年3月31日現在)

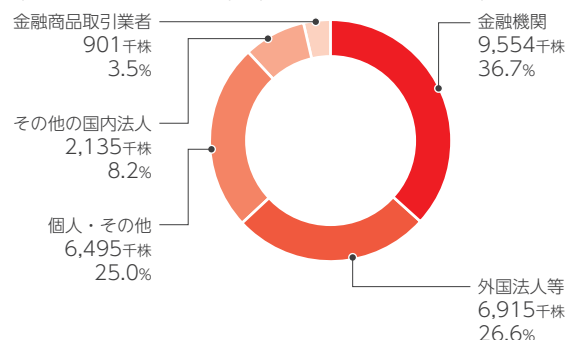
(1)発行可能株式総数 171,903,980株

(2)発行済株式の総数 26,000,000株
(自己株式713,806株を含む)

(3)株主数 14,226名

株式分布状況

(所有者別株式数比率) (2025年3月31日時点)



(4)大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,325	13.15
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,035	8.05
株式会社山口銀行	640	2.53
CG協力会社持株会	561	2.22
CG取引先持株会	551	2.18
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	537	2.12
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	500	1.98
株式会社みずほ銀行	500	1.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・山口銀行口)	447	1.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	429	1.70

(注) 1. 当社は、自己株式を713,806株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

【ご参考】保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

政策保有上場株式の縮減に関する当社方針

当社は、政策保有上場株式についてその保有目的が適切か、および、その保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を個別銘柄ごとに検証し、当社の中長期的な企業価値の向上に資さない銘柄は売却を検討し、縮減を進めております。ただし、提携関係、取引関係、事業上の関係の維持・強化の観点等から、経営戦略やリスクへの対応等の非財務面での状況も総合的に勘案し、当社の中長期的な企業価値の向上に資する上場株式については保有していく方針としております。

保有状況

2025年3月末時点で当社が保有する政策保有株式は21銘柄、101億円（上場株6銘柄99億円、非上場株15銘柄1億円）、連結純資産に占める割合は約8.3%となります。

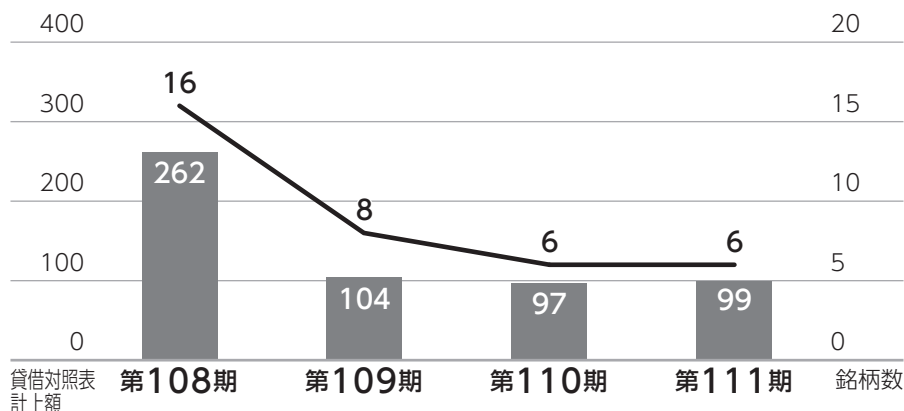
保有状況の推移は以下図表の通りです。

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数および貸借対照表計上額

	第108期 (2021年度)	第109期 (2022年度)	第110期 (2023年度)	第111期 (2024年度)
銘柄数	40	31	22	21
うち上場株式の銘柄数	16	8	6	6
①貸借対照表計上額(億円)	271	106	98	101
②連結純資産額(億円)	1,300	1,078	1,200	1,210
③連結純資産に占める割合(%) (①÷②)	20.8%	9.9%	8.2%	8.3%

政策保有上場株式の銘柄数および貸借対照表計上額

■ 貸借対照表計上額（億円） — 銘柄数



2 会社役員 の 状況

(1)取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長	清 水 正	
代表取締役 社長執行役員	前 田 一 彦	事業戦略部、安全保障貿易管理委員会 担当
取締役 専務執行役員	石 井 章 央	人事部、キャリア・クリエーション・センター、監査部、 化成品事業統括、知的財産部 担当
取締役 常務執行役員	赤 松 佳 則	素材化学品営業部、医療化学品営業部、アグリ事業管理部、 硝子繊維事業管理部 担当
取締役 常務執行役員	金 井 哲 男	経営管理室、コーポレート・コミュニケーション部、法務部、 経理部、情報システム部、独占禁止法遵守委員会、 財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会、 サステナビリティ委員会 担当
取締役	西 出 徹 雄	
取締役	河 田 正 也	[重要な兼職の状況] 明治ホールディングス(株)社外取締役
取締役	石 原 詩 織	[重要な兼職の状況] 弁護士 あさひ法律事務所パートナー
常勤監査役	富 岡 孝 夫	
常勤監査役	村 田 正 徳	
監査役	西 村 俊 英	
監査役	三箇山 俊 文	[重要な兼職の状況] (株)クラレ社外取締役、 加藤記念バイオサイエンス振興財団理事長、 WinHealth International Company Limited, Board member
監査役	後 藤 昌 子	[重要な兼職の状況] 後藤昌子公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役西出徹雄氏、同河田正也氏および同石原詩織氏は、社外取締役であります。
2. 監査役西村俊英氏、同三箇山俊文氏および同後藤昌子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役西出徹雄、同河田正也、同石原詩織、監査役西村俊英、同三箇山俊文および同後藤昌子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役村田正徳氏、監査役西村俊英氏および同後藤昌子氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役村田正徳氏は、当社の経営管理部門における長年の実務経験があります。
 - ・監査役西村俊英氏は、上場企業の経営管理部門における長年の実務経験があります。
 - ・監査役後藤昌子氏は、公認会計士の資格を有しております。
5. 当事業年度中に退任した取締役

退任時の地位	氏名	退任日	退任理由
取締役	入 澤 稔	2024年6月27日	任期満了
取締役	徳 永 敦 之	2024年6月27日	任期満了
取締役	鯉 沼 希 朱	2024年6月27日	任期満了

【ご参考】

当社は執行役員制度を導入しており、2025年3月31日現在の執行役員(取締役兼務者を除く)は以下のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担当および重要な役職
常務執行役員	七 井 秀 寿	電子材料営業部 担当、基佳電子材料股份有限公司董事長、 基佳電子材料商貿(上海)有限公司董事長、 浙江中硝博瑞商貿有限公司董事長
常務執行役員	毛 利 勇	化成品事業管理部、宇部工場、川崎工場 担当
常務執行役員	一 瀬 元 嗣	エネルギー材料営業部 担当、ジェイセル株式会社代表理事、 セントラルガラスチェコ代表取締役、 浙江中硝康鵬化学有限公司董事長
常務執行役員	川 瀬 将 昭	硝子事業管理部、環境安全部、環境・安全推進委員会、 サステナビリティ委員会 担当、 セントラル硝子プロダクツ株式会社代表取締役社長、 双和運輸倉庫株式会社代表取締役社長
常務執行役員	末 永 茂	購買部、環境安全部、品質保証統括部、環境・安全推進委員会、 グループ品質コンプライアンス委員会、 サステナビリティ委員会 担当
常務執行役員	成 塚 智	基盤化学研究所（基盤化学研究所長）、機能化学研究所、 New-STEP研究所、化成品生産技術センター 担当
執行役員	川 北 泰 三	セントラル硝子プロダクツ株式会社常務取締役
執行役員	瀬 古 雅 裕	セントラル硝子プロダクツ株式会社常務取締役
執行役員	岡 村 真 一	硝子事業管理部長、セントラル硝子プロダクツ株式会社常務取締役
執行役員	森 野 譲	宇部工場長
執行役員	中 島 正 人	情報システム部長
執行役員	金 井 正 富	素材化学品営業部長
執行役員	川 島 忠 幸	電子材料営業部長

(2)責任限定契約の内容の概要

社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員(取締役兼務者を除く)、子会社の取締役および監査役、関係会社および出資先へ派遣された取締役および監査役であります。

被保険者は、株主代表訴訟および会社訴訟に関する保険料を負担しております。

当該保険契約により、株主や第三者等から損害賠償請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。

(4)役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2023年5月11日開催の取締役会において、当該方針の改定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の金銭報酬の内容の決定にあたっては、取締役会から委任を受けた指名・報酬委員会が、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、報酬等の内容を決定しているため、取締役会は個別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当該事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程に関しましては、株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬総額の上限をもとに取締役会の決議にて決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

基本方針

当社の取締役の報酬は、経営計画及び事業戦略を着実に遂行し、持続的な発展と中長期的な企業価値の増大に向けた経営を動機づける設計とし、報酬等の決定方針については、役位ごとの責任や経営への影響度を考慮し、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会が決定する。具体的には、取締役（社外取締役は除く）の報酬は、固定報酬（金銭）、業績連動報酬（金銭）及び業績連動株式報酬によって構成し、社外取締役の報酬は、業務執行の監督の職務の適正性を確保する観点から固定報酬のみで構成される。

なお、監査役の報酬は、固定報酬のみで構成され、監査役の協議により決定される。

①固定報酬の決定方針

固定報酬（監査役の固定報酬は除く）は、指名・報酬委員会において、外部専門機関による調査データ等に基づき、役位及び社長執行役員により提案された評価を基に、審議し、決定される。

②業績連動報酬の決定方針

業績連動報酬は、基本ベース額に達成度係数を乗じて決定されます。ここで用いられる基本ベース額は、役位及び社長執行役員により提案された評価を基に、指名・報酬委員会が審議し、確定される。また達成度係数は、連結経常利益及び株主還元総額（配当総額と自社株取得総額の合計）の目標値に対する当該事業年度（前年度）の達成度により算定される。

③業績連動株式報酬の決定方針

業績連動株式報酬は、株式交付規程に基づき、目標指標に対する達成度に応じて事業年度ごとにポイント（1ポイントが1株に相当）として付与され、原則として退任時に、蓄積されたポイントに応じ、株式及び金銭が交付される。尚、付与されるポイントは、役位ごとの基礎ポイントに対し、指標となる連結経常利益の目標値に対する当該事業年度の達成度により、決定される。

④報酬の種類ごとの割合の決定方針

取締役（社外取締役は除く）の種類別の報酬割合については、外部専門機関による調査データに基づき、指名・報酬委員会において検討を行います。なお、報酬の種類ごとの比率目安は、固定報酬：業績連動報酬：業績連動株式報酬＝65：28：7とする（基準となる業績を100％達成の場合）。

⑤報酬等を与える時期または条件の決定方針

固定報酬及び業績連動報酬のいずれも、定期同額の金銭報酬にて支給する。また、業績連動株式報酬は、原則として退任時に保有するポイントに応じて、株式と金銭にて支給する。

(5)取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		業績連動 株式報酬	
		基本報酬	業績連動報酬		
取締役 (うち社外取締役)	296 (29)	181 (29)	99 (－)	16 (－)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	61 (23)	61 (23)	－ (－)	－ (－)	5 (3)
合計	357	242	99	16	16

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額3,600万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
3. 上記とは別枠で、2023年6月29日開催の定時株主総会において、取締役(社外取締役は除く)に対する業績連動型株式報酬に関して、当初信託期間の約5年間に交付するために必要な当社株式の取得資金として拠出する金銭の上限を合計金200百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役は除く)の員数は6名です。
4. 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役は3名)、監査役は5名(うち社外監査役は3名)であります。上記の表には、当期末の末日までに退任した取締役3名を含んでおります。
5. 業績連動株式報酬は、会計基準に従い、当事業年度において費用計上した金額です。従って、金銭として支給された報酬などではなく、また、金銭の支給が保証された報酬でもありません。
6. 業績連動報酬にかかる業績指標は、連結経常利益および株主還元総額(配当総額と自社株取得総額の合計。ただし、自社株取得については事業収益を源泉とした総還元性向達成のために実施する自社株取得額が対象。)の目標値に対する当該事業年度(前年度)の達成度であり、その実績は連結経常利益が16,269百万円(2023年度)、株主還元総額が3,945百万円/年(2023年度)であります。当該指標を選択した理由は、継続的な利益成長と株主還元を実現していくための指標として重視しているからであります。また当社の業績連動報酬は、役位別の基準額に対して業績達成度合いに応じて設定する係数を乗じて算定されております。
7. 取締役会は、個々の取締役の金銭報酬の額の決定を任意の諮問機関である指名・報酬委員会に委任しております。

(6)社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係および独立性

氏 名	役員区分	出席状況	主な活動状況および社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要、重要な兼職先と当社との関係および独立性
西 出 徹 雄	社 外 取締役	取締役会 16回／16回 (100%)	・ 主な活動状況および社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要 出席した取締役会においては、長年にわたる行政官、大学教授および業界団体の運営に携わった幅広い経験、見識に基づき、取締役および使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 また、指名・報酬委員会の委員長として主導的な役割を果たし、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
			・ 重要な兼職先と当社との関係および独立性 記載すべき事項はありません。
河 田 正 也	社 外 取締役	取締役会 15回／16回 (94%)	・ 主な活動状況および社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要 出席した取締役会においては、長年にわたる上場企業の経営に携わった豊富な経験、見識に基づき、取締役および使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
			・ 重要な兼職先と当社との関係および独立性 重要な兼職先は(1)取締役および監査役の状況に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。
石 原 詩 織	社 外 取締役	取締役会 13回／13回 (100%)	・ 主な活動状況および社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要 出席した取締役会においては、長年にわたる弁護士としての企業法務に関する豊富な経験、見識に基づき、取締役および使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
			・ 重要な兼職先と当社との関係および独立性 重要な兼職先は(1)取締役および監査役の状況に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

氏 名	役員区分	出席状況	主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係および独立性
西 村 俊 英	社 外 監査役	取締役会 16回／16回 (100%) 監査役会 17回／17回 (100%)	・主な活動状況 出席した取締役会および監査役会においては、上場企業で監査役を務め、また長年にわたる経営に携わった豊富な経験、見識に基づき、取締役および使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 ・重要な兼職先と当社との関係および独立性 記載すべき事項はありません。 なお、同氏は太平洋セメント株式会社の出身であり、当社と当社との間には取引関係がありますが、その取引金額は2024年度において当社売上原価の0.1%未満であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく同氏は独立性を有すると考えております。
三箇山 俊 文	社 外 監査役	取締役会 15回／16回 (94%) 監査役会 16回／17回 (94%)	・主な活動状況 出席した取締役会および監査役会においては、長年にわたる上場企業の経営に携わった豊富な経験、見識に基づき、取締役および使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 ・重要な兼職先と当社との関係および独立性 重要な兼職先は(1)取締役および監査役の状況に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。
後 藤 昌 子	社 外 監査役	取締役会 16回／16回 (100%) 監査役会 17回／17回 (100%)	・主な活動状況 出席した取締役会および監査役会においては、長年にわたる公認会計士として企業会計および監査に携わった豊富な経験、見識に基づき、取締役および使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 ・重要な兼職先と当社との関係および独立性 重要な兼職先は(1)取締役および監査役の状況に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

(注) 1. 社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準は、以下の基準に抵触しない人物としております。

- (a) 当社を主要な取引先とする人物またはその業務執行者
 - (b) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
 - (c) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家または法律専門家
 - (d) 当社の主要株主または主要株主の業務執行者
 - (e) 当社またはその子会社の業務執行者
 - (f) 当社またはその子会社の非業務執行取締役(社外監査役の場合)
2. 当社は、上記の全社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役石原詩織氏は、2024年6月27日開催の第110回定時株主総会において選任されましたため、出席すべき取締役会および監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

3 会計監査人の状況

(1)名 称

八重洲監査法人

(2)報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	62百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等に対する監査役会の同意理由
「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、監査役会は、会計監査人の報酬等の適正性に関し、会計監査人から提示された監査方針・監査計画の内容および前期との比較、職務遂行状況、前期の報酬等との比較、経理部門との意見交換などに基づき、当社グループの監査環境および内部統制システムに対するリスク評価等を踏まえた適切な体制および計画のもとで会計監査を遂行するのにふさわしい報酬であると判断いたしましたので、会計監査報酬に同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者も含む)の監査を受けております。

(3)会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の最大化を目的とし、投資と資金調達の最適化を重視した資本構成を目標としており、利益配分については、企業体質の強化を図るため、研究開発や設備投資など将来の事業展開のための内部留保の充実を考慮しつつ、長期的視点に立って業績に見合った安定的な配当を行うことを基本方針としております。

株主様への利益還元につきましては、株主総還元性向に加えDOE(株主資本配当率)を指標として設定しております。

これにより、当事業年度の期末配当金は、1株につき85円とさせていただきました。当事業年度の年間の配当金は、中間配当金85円と合わせて1株当たり170円となります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	114,889	流動負債	49,100
現金及び預金	25,483	支払手形及び買掛金	14,970
受取手形、売掛金及び契約資産	39,220	短期借入金	7,711
商品及び製品	28,655	1年内償還予定の社債	8,000
仕掛品	2,470	未払費用	6,358
原材料及び貯蔵品	16,080	未払法人税等	649
その他	3,122	契約負債	1,226
貸倒引当金	△ 142	賞与引当金	1,289
固定資産	89,944	事業構造改善引当金	105
有形固定資産	60,852	その他	8,789
建物及び構築物	82,892	固定負債	34,669
減価償却累計額	△ 64,653	社債	15,000
建物及び構築物(純額)	18,239	長期借入金	11,610
機械装置及び運搬具	150,941	繰延税金負債	26
減価償却累計額	△ 134,969	特別修繕引当金	2,477
機械装置及び運搬具(純額)	15,971	役員株式交付引当金	63
土地	20,398	従業員株式交付引当金	379
建設仮勘定	1,613	退職給付に係る負債	4,949
その他	24,569	その他	163
減価償却累計額	△ 19,940	負債合計	83,770
その他(純額)	4,629	純資産の部	
無形固定資産	1,055	株主資本	103,872
その他	1,055	資本金	18,168
投資その他の資産	28,036	資本剰余金	8,109
投資有価証券	17,835	利益剰余金	81,411
退職給付に係る資産	3,869	自己株式	△ 3,817
繰延税金資産	5,115	その他の包括利益累計額	12,856
その他	1,302	その他有価証券評価差額金	5,772
貸倒引当金	△ 85	繰延ヘッジ損益	8
		為替換算調整勘定	6,099
		退職給付に係る調整累計額	975
		非支配株主持分	4,335
		純資産合計	121,063
資産合計	204,834	負債純資産合計	204,834

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		144,233
売上原価		104,874
売上総利益		39,358
販売費及び一般管理費		28,729
営業利益		10,629
営業外収益		
受取利息	264	
受取配当金	536	
持分法による投資利益	346	
為替差益	211	
補助金収入	407	
棚卸資産売却益	395	
その他	720	2,881
営業外費用		
支払利息	294	
休止固定資産費用	370	
固定資産廃棄損	321	
貸倒引当金繰入額	2	
その他	356	1,345
経常利益		12,164
特別利益		
関係会社株式売却益	110	
為替換算調整勘定取崩益	1,177	1,287
特別損失		
固定資産売却損	0	
減損損失	2,071	
投資有価証券売却損	0	
関係会社株式売却損	1,832	3,905
税金等調整前当期純利益		9,547
法人税、住民税及び事業税	1,965	
法人税等調整額	1,121	3,086
当期純利益		6,460
非支配株主に帰属する当期純利益		781
親会社株主に帰属する当期純利益		5,678

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,168	8,109	80,443	△ 3,829	102,891
当期変動額					
剰余金の配当			△ 4,710		△ 4,710
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,678		5,678
自己株式の取得				△ 3	△ 3
株式交付信託による 自己株式の処分				15	15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	968	12	980
当期末残高	18,168	8,109	81,411	△ 3,817	103,872

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	5,680	21	5,543	778	12,024	5,134	120,050
当期変動額							
剰余金の配当							△ 4,710
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,678
自己株式の取得							△ 3
株式交付信託による 自己株式の処分							15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	91	△ 12	555	196	831	△ 799	32
当期変動額合計	91	△ 12	555	196	831	△ 799	1,012
当期末残高	5,772	8	6,099	975	12,856	4,335	121,063

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	67,750	流動負債	42,491
現金及び預金	12,828	支払手形	263
受取手形	650	買掛金	4,422
売掛金	17,636	短期借入金	22,137
商品及び製品	13,675	1年内償還予定の社債	8,000
仕掛品	1,398	未払金	3,099
原材料及び貯蔵品	10,289	未払費用	2,738
前払費用	173	契約負債	211
短期貸付金	6,842	未払法人税等	78
未収入金	4,188	預り金	710
その他	69	賞与引当金	619
貸倒引当金	△2	事業構造改善引当金	105
		その他	105
固定資産	91,541	固定負債	30,650
有形固定資産	39,031	社債	15,000
建物	28,078	長期借入金	11,610
減価償却累計額	△ 19,579	退職給付引当金	3,588
建物(純額)	8,499	役員株式交付引当金	53
構築物	15,952	従業員株式交付引当金	287
減価償却累計額	△ 12,157	その他	111
構築物(純額)	3,794		
機械及び装置	76,747	負債合計	73,141
減価償却累計額	△ 68,827	純資産の部	
機械及び装置(純額)	7,920	株主資本	80,385
車両運搬具	165	資本金	18,168
減価償却累計額	△ 130	資本剰余金	8,075
車両運搬具(純額)	35	資本準備金	8,075
工具、器具及び備品	15,980	利益剰余金	57,926
減価償却累計額	△ 12,517	利益準備金	2,430
工具、器具及び備品(純額)	3,462	その他利益剰余金	55,496
土地	14,395	固定資産圧縮積立金	543
建設仮勘定	922	別途積立金	40,850
無形固定資産	677	繰越利益剰余金	14,102
ソフトウェア	330	自己株式	△ 3,784
その他	347	評価・換算差額等	5,764
投資その他の資産	51,832	その他有価証券評価差額金	5,764
投資有価証券	10,105		
関係会社株式	34,214		
長期貸付金	25		
長期前払費用	57		
繰延税金資産	4,833		
その他	2,597		
貸倒引当金	△ 1		
資産合計	159,291	純資産合計	86,150
		負債純資産合計	159,291

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目		金額
売上高		52,320
売上原価		34,157
売上総利益		18,162
販売費及び一般管理費		14,190
営業利益		3,972
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	6,279	
その他	1,386	7,665
営業外費用		
支払利息	379	
その他	872	1,251
経常利益		10,386
特別利益		
関係会社株式売却益	822	822
特別損失		
固定資産売却損	0	
減損損失	107	
投資有価証券売却損	0	
関係会社株式評価損	2,962	3,071
税引前当期純利益		8,137
法人税、住民税及び事業税	△115	
法人税等調整額	1,309	1,194
当期純利益		6,943

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	18,168	8,075	2,430	620	40,850	11,798	55,698	△ 3,796	78,146
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩				△ 76		76	－		－
剰余金の配当						△ 4,716	△ 4,716		△ 4,716
当期純利益						6,943	6,943		6,943
自己株式の取得								△ 3	△ 3
株式交付信託による 自己株式の処分								15	15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	△ 76	－	2,304	2,227	12	2,239
当期末残高	18,168	8,075	2,430	543	40,850	14,102	57,926	△ 3,784	80,385

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,665	5,665	83,812
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△ 4,716
当期純利益			6,943
自己株式の取得			△ 3
株式交付信託による 自己株式の処分			15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	98	98	98
当期変動額合計	98	98	2,337
当期末残高	5,764	5,764	86,150

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区
代 表 社 員 公認会計士 齋 藤 勉
業 務 執 行 社 員 公認会計士 西 山 香 織
業 務 執 行 社 員 公認会計士 田 中 耕太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラル硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区
代 表 社 員 公認会計士 齋 藤 勉
業 務 執 行 社 員 公認会計士 西 山 香 織
業 務 執 行 社 員 公認会計士 田 中 耕太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第111期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

セントラル硝子株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 富 岡 孝 夫 ㊞

常 勤 監 査 役 村 田 正 徳 ㊞

社 外 監 査 役 西 村 俊 英 ㊞

社 外 監 査 役 三箇山 俊 文 ㊞

社 外 監 査 役 後 藤 昌 子 ㊞

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会の議決権：毎年3月31日 期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
公告方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話0120-782-031（フリーダイヤル） 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

○住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

○未払配当金の支払について

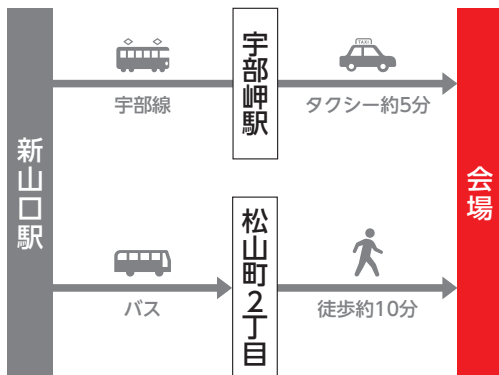
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場案内図

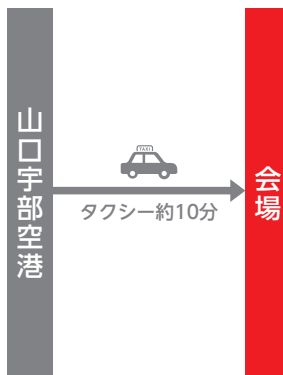


交通

▶新山口駅から



▶山口宇部空港から



ご来場にあたりサポートが必要な株主様は、事前にご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

【(0836)22-5111(大代表)】

また、お土産の配布は取りやめております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**UD
FONT**

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

